

鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における子どもの未来応援条例（仮称）を検討するに当たり、当該条例に必要な内容、今後の子ども施策のあり方などについて、意見等をもらうため、鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が子どもの未来応援条例（仮称）を制定することに関して専門的知見等から意見を述べること。
- (2) 本市が子どもの未来応援条例（仮称）を制定する場合に必要な内容等について意見を述べること。
- (3) その他子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関代表者
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討委員会の会議の日（以下「会議」という。）から令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 検討委員会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会議の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員（会長である委員を含む。第6条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

第6条 委員(行政機関の職員を除く。)が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来局こども福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、こども未来局こども福祉課において処理する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。